

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

桐生市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県桐生市

3 地域再生計画の区域

群馬県桐生市の全域

4 地域再生計画の目標

本市では、基幹産業である製造業の衰退による雇用機会の減少等により、年代別の人口移動では、20歳代の転出超過が551人（出典「総務省：住民基本台帳人口移動報告（2018）」）と突出しているなど、若年層の市外流出が恒常的に続き、特に女性の人口は大学進学率の高まり等を背景に際立って減少している。また、1995年に925人であった出生数は、2018年には527人（出典「総務省：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」）にまで減少しており、若年層の減少が出生数の低下にも繋がっている。

本市の人口は、そうした若年層の社会減と拡大する自然減により、1975年の約148,000人（桐生地区・新里地区・黒保根地区の合計）をピークに減少の一途を辿っており、国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、2040年には約75,000人にまで減少すると推計されている。

人口減少がもたらす影響は、環境への負荷低減など必ずしも悪いものばかりとはいえないものの、消費市場の規模縮小に起因する地域経済の縮小をはじめ、税収の減少による公共サービスの質・量の低下、社会保障分野における現役世代の負担の増大など、多くの面で負の影響を及ぼすことは確実である。

本計画は、これらの課題に対応するため、安定した人口構造を維持し、若い世代を中心に、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚・出産・子育てができる活力ある地域社会の構築を図ろうとするものであり、取組に当たっては、

次の事項を基本目標に掲げる。

- ・基本目標 1 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する
- ・基本目標 2 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す
- ・基本目標 3 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる
- ・基本目標 4 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくりを行う

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始 時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	有効求人倍率	1.24	1.00以上を 維持	基本目標 1
ア	創業支援等事業計画に基づ く創業者数	27人	40人	基本目標 1
イ	社会増減数	394人減	270人減	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.13 (2017年度)	1.51	基本目標 3
エ	市民の声アンケートの設問「 桐生市は住み続けたいくなる 生活の場としての住環境が 整っている。」に対する市民 実感度	26.2% (2019年度)	調査の都度 向上	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

桐生市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する事業

イ 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す事業

ウ 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる事業

エ 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくりを行う事業

② 事業の内容

ア 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する事業

計画的な工業団地の整備、商品開発・販路開拓の支援、農業の担い手の育成・確保、林業後継者の育成等、魅力ある雇用を創出し、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、企業誘致を推進するとともに、既存企業の成長を支援するほか、創業や事業承継につながる取組を推進するとともに、豊かな自然環境や地域固有の資源を生かした農林業振興等を図る事業。

イ 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す事業

シティブランディング戦略の理念・方針等の周知啓発、移住・定住の促進、観光客誘致活動の推進等、恒常的に続く若年層の流出に歯止めをかけるため、桐生がより多くの人から選ばれるまちになることを目指し、まちの価値を高めるシティブランディングを推進するとともに、桐生での暮らしを応援する様々な施策を講じるほか、交流人口や関係人口の拡大による市内経済の活性化を目指し、本市の自然、文化、歴史、産業等の多様な観光資源を活用した観光施策等を推進する事業。

ウ 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる事業

子育て支援サービスの充実、桐生ならではの特色ある教育の充実、教育研究・研修の充実等、少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を充実するとともに、安心して子育てができる環境を整備するほか、桐生を好きな心豊かな子どもを育成するため、感性を育む特色ある教育の充実を図るとともに、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究等を推進する事業。

エ 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくりを行う事業

地域防災力の向上、歴史まちづくりの整備、北関東自動車道へのアクセス道路の整備等、「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化を図るため、誰もが活躍でき、安全・安心に暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、コンパクトシティや歴史まちづくりなど、本市の特徴に応じたまちづくりを進めるほか、広域的な視点で様々な分野において地域連携等を推進し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを行う事業。

※ なお、詳細は第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

12,900,000 千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降に取り組むべき施策の方向性について協議を行う。検証後速やかに桐生市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

- 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B090

8】

桐生市内の雇用創出を図るため、5－2②アに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで